

「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」講習を開催

(一社)広島建築共同職業訓練協会(広島労働局長登録教習機関)は、このたび「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」を開催します。昨年7月に改正された石綿障害予防規則では、石綿等を含む建材を使用した建築物について、事前調査などの規制が一層強化されました。解体工事や改修工事を請け負う多くの事業者が省令改正に対応する必要があり、その作業に従事する者は石綿取扱作業特別教育受講が義務付けとなっています。

＝ 開催要項 ＝

- 【日時】 8月1日(日) 8:30～13:00
- 【会場】 広島建労会館 3F 会議室(広島市西区横川新町8-12)
- 【受講料】 組合員4,000円 ※テキスト代、修了証代含む。
- 【定員】 35人 ※先着順
- 【申込み】 申込書(窓口に設置またはHPからダウンロード可)に受講料を添えて、7月21日(水)までに所属の地連事務所へ申し込んで下さい。

【問い合わせ先】 一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会
〒733-0013 広島市西区横川新町8-12
TEL 082-292-7798 FAX082-294-0248